

人件費削減の取組みについて(平成 21～22 年度)

・給料のカット等による総人件費の削減

○ 平成 21 年 4 月から

課長代理級以上職員の給料 5%カット

管理職手当の 10%カット

係長級以下の職員は給料 3.8%カット

(なお、給料カット率には、平成 20 年人事委員会勧告▲0.6%を含んでいない。)

※ 上記については、平成 29 年度まで継続する

(労働組合への提案は、平成 21・22 年度 2 ヶ年間)

○ その他の手当についても、

超過勤務手当の節減 5 億円⇒6.5 億円

住居手当の見直し等 (⇒平成 22 年度実施) により節減を図る

○ 平成 23 年度以降の人員抑制の継続

以上の削減措置により、平成 21 年度から平成 29 年度までの人件費削減額の累計は約 2,900 億円となる。

本市においては、これまで職員数の削減・給料表のマイナス改定・特殊勤務手当の抜本見直し・管理職手当の見直し等を行い、総人件費の削減に取り組んできた。しかし、市政改革基本方針で掲げた削減目標の達成、並びに、中期財政収支概算により示された財源不足の確保のために、さらに総人件費の削減が必要なことから、上記削減措置を実施する。

このことにより、一般会計一部歳出予算ベースで平成 17 年度から平成 22 年度の間で、市立大学の独立法人化による人件費の減を除くと 466 億円の総人件費の削減となり、削減累計額は約 1,200 億円となる。

さらに、平成 23 年度以降も継続的に措置を実施するとともに、引き続き職員数の削減を行い財源不足に相当する約 1,200 億円を確保する。

平成 17 年度から平成 29 年度までの総人件費の削減累計額は約 5,500 億円となる。

なお、人件費については、景気動向による今後の税収の状況や退職者の増減による総人件費の状況を十分に把握する必要があることから、各年度ごとに上記措置の精査を行うものとする。

【人件費予算額の推移】

(単位：億円)

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
人件費予算額	2,914	2,685	2,652	2,529	2,397	2,306
・ 5%カット効果額					▲ 50	
・ 管理職手当削減額					▲ 2	
・ 超過勤務削減額					▲ 7	
・ 住居手当削減額						
・ 人員減等削減額					▲ 73	
・ 対 17 年度差引		▲ 229	▲ 262	▲ 385	▲ 517	▲ 608
・ 市大独法化除く		▲ 87	▲ 120	▲ 243	▲ 375	▲ 466

○ 総人件費が素案に対して減となった理由

当初計画額 2,410 億円⇒平成 21 年度予算額 2,397 億円

13 億円減

- ・ 早期退職者の減による退職手当の減 9 億円
- ・ 超過勤務手当の減 2 億円
- ・ その他 2 億円

これまでの総人件費削減の取組み

【平成 11 年度】

- 特殊勤務手当の一部廃止（53 種類→33 種類）（～17 年度まで順次）

【平成 12 年度】

- 定期昇給延伸
 - ☆平成 12 年 4 月～ 課長代理級以上 12 月延伸（6 月延伸 2 回）
- 特別昇給の停止
 - ☆平成 12 年 4 月～ 課長代理級以上（～平成 15 年 3 月）

【平成 14 年度】

- 給与カット
 - ☆平成 15 年 1～3 月 給料、調整手当及び期末手当
課長級以上 5% 課長代理級 4% 係長級以下 3%

【平成 15 年度】

- 給与カット
 - ☆平成 15 年 4 月～12 月 給料及び期末勤勉手当
課長級以上 5% 課長代理級 4% 係長級以下 3%
 - ☆平成 16 年 1 月～3 月 給料及び期末勤勉手当
総括課長級以上 5% 課長級 4% 課長代理級 3%
係長級・係員（主務） 2% 係員 1%
- 定期昇給延伸
 - ☆平成 15 年 4 月～ 課長代理級 6 月延伸追加、係長級以下 12 月延伸
- 退職手当の見直し
 - ☆平成 16 年 3 月～ 最高支給率引き下げ 62.7 月→60.99 月

【平成 16 年度】

- 給料カット
 - ☆平成 16 年 4 月～17 年 3 月 上記（平成 16 年 1 月～3 月）の給与カットを継続
- 初任給基準の引き下げ
 - ☆平成 16 年 4 月～ 全学歴初任給基準 1 号給引き下げ
- 退職手当の見直し
 - ☆平成 16 年 5 月 退職時特別昇給の廃止
 - ☆最高支給率引き下げ 60.99 月→59.28 月

【平成 17 年度】

- 給料カット
 - ☆平成 17 年 4 月～11 月 給料
総括課長級以上 6% 課長級 5% 課長代理級 4%
係長級・係員（主務） 3% 係員 2%
- 管理職手当カット等
 - ☆平成 17 年 4 月～ 係長級の管理職手当
 - ☆平成 17 年 4 月～11 月 課長代理級以上の管理職手当 10% カット
 - ☆平成 17 年 12 月～ 管理職手当を役職毎に一定額削減

【平成 18 年度】

- 特殊勤務手当及び給料の調整額の抜本見直し（平成 18 年 4 月～）

【その他】 互助組合交付金廃止（平成 17 年度）、健康保険組合負担割合見直し（平成 17 年度）等を実施

他都市比較等

【政令指定都市給与月額比較】

(単位：百円)

	平均給料	平均手当	合 計	平均年齢	順 位
大阪市	3,241	1,019	4,260	42.0 歳	14 位
5%カット後	3,079	1,014	4,093		15 位
札幌市	3,475	769	4,244	44.3 歳	
仙台市	3,581	828	4,409	43.5 歳	
さいたま市	3,423	1,034	4,457	41.8 歳	
千葉市	3,571	1,000	4,571	43.4 歳	
横浜市	3,540	883	4,423	43.4 歳	
川崎市	3,468	1,042	4,510	43.1 歳	
新潟市	3,468	580	4,048	43.3 歳	
静岡市	3,563	1,018	4,581	42.8 歳	
浜松市	3,363	595	3,958	42.3 歳	
名古屋市	3,431	969	4,400	43.3 歳	
京都市	3,538	961	4,499	43.3 歳	
堺市	3,537	972	4,509	44.8 歳	
神戸市	3,622	1,017	4,639	44.3 歳	
広島市	3,596	812	4,408	44.3 歳	
北九州市	3,552	787	4,339	43.3 歳	
福岡市	3,573	754	4,327	43.1 歳	
大阪府	3,619	794	4,413	43.6 歳	
カット後(試算)	3,229	794	4,023		

※「平成 19 年地方公務員給与実態調査」より、ただし、平均手当は先調査データのうち、「扶養手当」「地域手当」「特殊勤務手当」「管理職手当」「時間外勤務手当」の合計額を抜粋。

※「大阪市カット後」の平均手当は、管理職手当 10%カット後の平均手当である。

【ラスパイレス指数】

平成 19 年 4 月 1 日現在

	ラスパイレス指数	順 位	備 考
大阪市	101.4	9	
5%カット後	96.6	(1 7)	
札幌市	99.5	1 3	
仙台市	103.2	1	
さいたま市	101.1	1 1	
千葉市	101.8	4	
横浜市	103.2	1	
川崎市	101.7	6	
新潟市	98.3	1 6	
静岡市	101.8	4	
浜松市	98.5	1 5	
名古屋市	101.6	7	
京都市	101.5	8	
堺市	97.9	1 7	
神戸市	100.7	1 2	
広島市	99.1	1 4	
北九州市	101.4	9	
福岡市	102.5	3	